

第7章 計画の推進及び点検評価

1 計画の推進体制

(1) 町の推進体制

町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、保健福祉部長を委員長に、関係課長を委員とする「音更町子ども・子育て支援事業計画検討委員会」を設置しており、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。

(2) 音更町子ども・子育て会議

町では、音更町附属機関設置条例に基づき、子ども・子育て支援を推進するための町長の諮問機関として「音更町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置しています。

子ども・子育て会議では、町長の諮問に応じ、子ども・子育て支援の重要事項の調査審議等を行うとともに、本計画の進捗状況等の検証などを行います。

(3) 国及び道との役割分担

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な支援を行うこととしています。

北海道は、子ども・子育て支援法に基づき北海道子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、市町村に対し事業計画の策定やその他施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

町は、子ども・子育て支援法に基づき町の支援事業計画を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、北海道が定める支援事業計画との整合性から、北海道と緊密な連携を図ることとします。

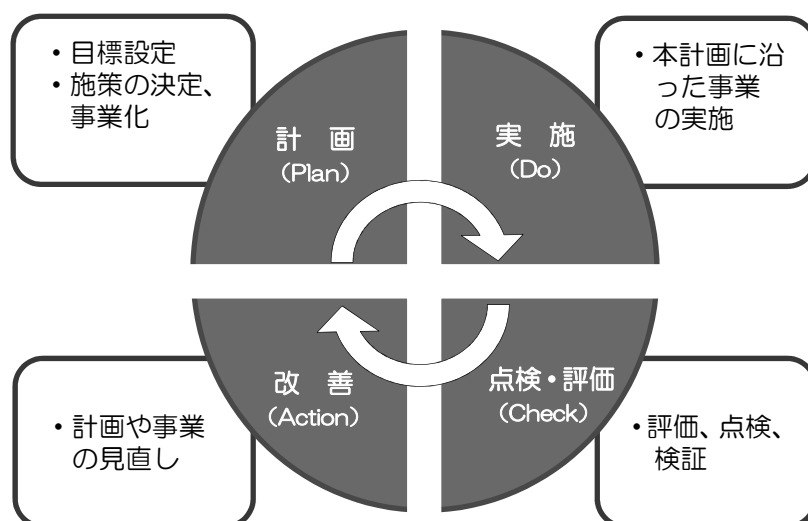
2 計画の点検評価

点検評価にあたっては、音更町子ども・子育て会議をはじめ、保護者や子どもたちの意見を踏まえ、毎年度の取組の概要、事業指標の達成状況などについて、町民にわかりやすい内容となるように努めます。

また、計画策定・実行・評価・改善（PDCA）のサイクルを重視し、点検評価結果等を踏まえ、必要に応じて施策の内容や取組方法等の見直しを行うこととします。

【PDCAサイクル】

進行管理を計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）の順に進めていくシステムのことです。



音更町子ども・子育て会議をはじめ、保護者や子どもたちなどの意見を踏まえ、下記のとおり計画の進捗状況を確認し、見直しを行うこととします。

【音更町子ども・子育て支援事業計画見直しのフロー】

